（実施状況の報告）

第三条　法第九条の規定に基づき、新事業活動計画の認定を受けた商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会（以下この条において「商工会議所等」という。）は、貸借対照表、収支決算書その他の当該商工会議所等の財産及び収支の状況を知ることができる書類を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに作成し、当該半期経過後二月以内に、経済産業大臣に提出するとともに、その写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令（平成二十六年内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

○内閣府・経済産業省令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第三号、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第二十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
産業競争力強化法第五十四条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令 （償還すべき社債の金額の減額に関する基準）	産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令 （償還すべき社債の金額の減額に関する基準）
第二条　法第五十四条第一項の社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。	**第二条**　法第五十六条第一項の社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（実施状況の報告）

第三条　法第十条の規定に基づき、新事業活動計画の認定を受けた商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会（以下この条において「商工会議所等」という。）は、貸借対照表、収支決算書その他の当該商工会議所等の財産及び収支の状況を知ることができる書類を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに作成し、当該半期経過後二月以内に、経済産業大臣に提出するとともに、その写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　［略］

○内閣府・経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令（平成二十六年内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

○内閣府・経済産業省令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第三号、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第二十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令

中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定経営革新等支援機関）	中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定経営革新等支援機関）
第二条　主務大臣は、法第二十六条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。	**第二条**　主務大臣は、法第二十一条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］